

第12章. ビジネス関係者の一時的な入国

締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上等につき規定している。

日本は、「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」、「投資家」、「資格を有する自由職業家」（弁護士、公認会計士等を含む。）、「独立の自由職業家」、「契約に基づくサービス提供者」及び「（「短期の商用訪問者」を除く）それらの者に同行する配偶者及び子」に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束しているが、いわゆる「単純労働者」の受入れを義務付けるような規定はない。

なお、出入国管理に関する文書の申請手続における透明性の確保、一時的な入国の要件の変更や申請の処理にかかる標準的な期間の公表等の情報提供にかかる約束、査証の処理や国境の安全に係る協力活動の検討に関する約束などが、WTO協定（GATS）にはない新しい要素として規定されている。